

教育および乳幼児教育の諸プログラムに資金提供するための税金。州民発案による法令。

- 十二年間にわたり最低個人所得者に対する0.4%から250万ドルを超える個人所得に対する2.2%のスライド制を使用して7,316ドルを超える年収の個人所得税率を増加する。
- 最初の四年間は、税収の60%をK-12学校に、30%を州負債の返済に、10%を乳幼児教育の諸プログラムに割り当てる。その後は、税収の85%をK-12学校に、15%を乳幼児教育の諸プログラムに割り当てる。
- K-12資金を学校固有で、生徒一人当たりを基に提供し、当該資金は地方自治体の管理、監査、および公共の意見を受ける。
- 州が新しい資金を投入することを禁止する。

州議会アナリストによる州および地方自治体の財政への基本的な影響についての予測概要：

- 2013年から2024年までの間、州個人所得税収を増加する。この増加は2013～14年度で約100億ドルとなり、長期的に増加する傾向にある。2012～13年度の増加はこの額の約半分となるであろう。
- 初期の各年度内で、約60億ドルは学校に、10億ドルは児童保育および保育園、30億ドルは州負債返済の貯蓄金となる。2013～14年度の金額は2012～13年度に集められる資金の追加配分のためさらに高額になる可能性がある。
- 2017～18年度から2024～25年度にわたり、学校、児童保育、および保育園に使用される配分はさらに高くなり、負債返済に使用される配分はさらに低くなるであろう。

立法分析者による分析

概要

本法案は、California州の大部分の納税者の個人所得税を2013年度から2024年度にかけて増税するものである。この増税による税収は、公立学校や児童保育、保育園などの就学前教育プログラム、ならびに州負債返済に充当される。本法案の主要条項の詳細については以下で順次説明する。

収税および歳入

38 背景

個人所得税率(PIT)。PITは、賃金や事業、投資、その他の個人および世帯の所得に課される税である。州のPIT税率は、各所得区分に応じ納税者所得の1から9.3%(これらを限界税率と称する)で、高所得者ほど高い限界税率を課される。この税からの税収(2010-11会計年度においては計494億ドル)は一般財源に入金される。年間所得が100万ドルを超える納税者にはさらに1%が追加で課税される(これによる歳入は精神衛生サービス専用資金となる)。

提案

PIT税率を引き上げる。本法案は、最低所得区分以外に属するすべての納税者の州PIT税率を2013年度から2024年度までの12年間にわたり引き上げるものである。図1に示すように、より高額の所得区分ほど限界税率の引き上げ幅も大きくなる。たとえば合算申告者については、年間所得34,692ドルから54,754ドルの場合限界税率が0.7%引き上げられ、合計税率4.7%が適用される。同様に、年間所得54,754ドルから76,008ドルの場合は限界税率が1.1%引き上げられ、合計税率7.1%が適用される。この増税により、申告される州PITの約60%において税負担が増加する(個人、扶養家族、老齢などの税控除をはじめとするさまざまな要因により、本法案による増税の影響を受ける所得区分に属する納税者のうち所得水準が比較的低い多くの申告者にとっての税負担は今後すべて抹消される)。精神衛生サービス用の追加課税1%は、100万ドル超の所得者に引き続き適用される。つまりこれに該当する納税者のPIT限界税率は、本法案による税率変更によって10.3%から最大12.5%まで引き上げられる。

図 1
現行および提案第38号が提案する個人所得税率

独身申告者の課税所得 ^a	合算申告者の課税所得 ^a	世帯主の課税所得 ^a	現行の限界税率 ^b	提案された追加限界税率 ^b
\$0–\$7,316	\$0–\$14,632	\$0–\$14,642	1.0%	—
7,316–17,346	14,632–34,692	14,642–34,692	2.0	0.4%
17,346–27,377	34,692–54,754	34,692–44,721	4.0	0.7
27,377–38,004	54,754–76,008	44,721–55,348	6.0	1.1
38,004–48,029	76,008–96,058	55,348–65,376	8.0	1.4
48,029–100,000	96,058–200,000	65,376–136,118	9.3	1.6
100,000–250,000	200,000–500,000	136,118–340,294	9.3	1.8
250,000–500,000	500,000–1,000,000	340,294–680,589	9.3	1.9
500,000–1,000,000	1,000,000–2,000,000	680,589–1,361,178	9.3	2.0
1,000,000–2,500,000	2,000,000–5,000,000	1,361,178–3,402,944	9.3	2.1
2,500,000超	5,000,000超	3,402,944超	9.3	2.2

^a 図中の所得区分は2011年度に適用されたものであり、今後インフレ率の変動に基づき調整される。独身申告者には、個別申告を行う夫婦および事実婚同棲パートナー(RDP)も含まれる。合算申告者には、合算申告を行う夫婦およびRDPカップルのほか、児童を扶養する寡婦または寡夫として認定を受けた者が含まれる。

^b 限界税率は各所得区分の課税所得に対して適用される。たとえば課税所得15,000ドルの独身申告者の場合、2011年度時点の現行税率に基づく負担税額は227ドル（所得のうち7,316ドルの1%に相当する73ドルと、7,316を超過した所得の2%に相当する154ドルの合計）。この税負担は、個人、扶養家族、老齢などの税控除をはじめとするさまざまな要因により軽減または抹消されうる。提案された追加税率は2013年度に始まり2024年度まで有効となる。図中の現行税率には、100万ドル超の課税所得に課される精神衛生税率1%は含まれない。

また、今回の投票に含まれる提案第30号もPIT税率を引き上げるものである。これらの法案が両方とも承認された場合どうなるかについては、以下のボックスを参照のこと。

公立学校や早期保育・教育(ECE)、および負債返済への資金を提供する。本法案による歳入は、新たに開設されたCalifornia州教育信託基金

(CETF)に入金される。これらの資金には、専用の3つの使途が指定されている。図2に示すように、2013–14年度および2014–15年度においてはCETF資金の60%が学校に、10%がECEプログラムに、30%が州負債返済に配分される。2015–16年度および2016–17年度も基本的には同じ配分方法が適用されるが、州負債返済に使用される

図 2
提案38により確保された歳入の配分方法

	2013–14 および 2014–15	2015–16 および 2016–17	2017–18 から 2023–24
学校	60%	60%	85%
早期保育・教育 (ECE)	10	10	15
州負債返済	30	30 ^a	— ^a
合計	100%	100%	100%
学校およびECEプログラム資金増額制限 ^a	なし	あり	あり

^a 州負債返済用に確保された最低の割合を反映。増額制限を超過した歳入も負債返済に充てられる。

立法分析者による分析

資金が若干増額される可能性がある。これは本法案が2015-16年度以降、(1)学校およびECEプログラムに配分される合計資金の増額をCalifornia州の過去5年間の一人当たり個人所得

投票により提案第30号および第38号の両方が承認された場合

州憲法では、2つの法案間に矛盾がある場合の措置について明確に規定。州憲法の規定によると、同じ州全域投票で承認された2つの法案の条項が矛盾する場合、より多数の賛成票を得た法案の条項が優先される。本州全域投票における提案第30号および第38号はいずれも個人所得税(PIT)率を引き上げるものであるため、両提案間には矛盾が生じると見なされる。

両法案では、いずれか一方の増税のみが適用される旨を明確に規定。提案第30号および第38号はいずれも、これらの法案両方が承認された場合どちらの条項が発効するかを明記する項を含む。

- **提案第30号がより多数の賛成票を得た場合。**提案第30号に含まれる項には、同提案の条項が全面的に優先され、他の法案(この場合提案第38号)のPIT税率引き上げに関する条項はすべて無効となる旨が記載されている。
- **提案第38号がより多数の賛成票を得た場合。**提案第38号に含まれる項には、同提案の条項が優先され、他の法案(この場合提案第30号)の消費税率またはPIT税率に関する条項はすべて無効となる旨が記載されている。また、この場合、提案第30号の増税が適用されないことにより、「自動削減」と称される歳出削減が発効する(自動削減の詳細については、提案30の分析を参照)。

成長率に基づいて制限し、(2)当該成長率を超過した資金を州負債返済に充当するという措置を設けているためである。2017-18年度から2023-24年度にかけてはCETF資金のうち最大85%が学校に、最大15%がECEプログラムに配分され、当該成長率を超過した歳入は引き続き州負債返済に使用される。

州議会による改正を不可能とする。投票で承認された場合、本法案は以降の投票法案によってのみ改正できる。州議会は、投票者の承認なしに本法案に修正を加えることはできない。

続き

財政的影響

年間約100億ドルの州歳入増加。2013-14年度からの初期段階における州の追加歳入は、年間約100億ドルになる(本法案が2012-13年度にもたらす追加歳入はこの半額程度となる)。創出される総歳入には以降も増加傾向が予想される。ただし特定の年度に創出される歳入は、前年度よりも大幅に増加あるいは減少する可能性がある。これは主に、本法案が高所得納税者に対してより大幅な増税を行うためである。高所得者の個人所得は株式市場や住宅価格、その他の投資の動向の影響をより顕著に受けるため、大幅に変動する傾向がある。このような納税者所得の変動、ならびに税率引き上げに対する反応の不確実性のため、本法案による歳入増加額を予想するのは困難である。

学校

背景

公立学校向け資金には通常、州の資金提供公式を適用。California州は公立学校の児童約600万人に教育サービスを提供しており、これらの児童へのサービス提供は、1000以上の地域教育機関、主に学校区を通じて行われる。学校資金の大半は州の学校資金提供公式(一般に、提案第98号の最低保証額と称される)に基づいて提供される(コミュニティカレッジの資金もこの最低保証額を満たすよう提供される)。この最低保証額は、州一般財源と地方不動産税収を組み合わせることでまかなわれている。学校は、この学校資金提供公式に基づき2010-11年度中に430億ドルを受給した。

学校支出は通常、各地の管理理事会が決定。州による学校資金の約70%は、教育上のあらゆる用途に充当できる。通常、学校区の管理理事会がその用途を決定する。管理理事会は一般的に、資金を具体的にどの活動に使用するか、そして学校区内の各学校にどのように配分するかを決定する。資金の残り30%は、給食の提供や生徒の送り迎えなど指定された目的に使用されなければならない。学校区におけるこのような制限付き資金の用途の柔軟性は通常限られている。

提案

学校は本法案に従い、2016-17年度まではこのPIT税率引き上げによる税収の約60%、以降は毎年約85%を受給する。これらのCETF資金は、提案第98号による一般財源からの学校支援に追加され、3つの助成金プログラムを支援する。また、本法案はこれらの資金に関連する支出の制限および報告要件を規定する。これらの主要条項の詳細については以下で順次説明する。

学校資金を3つの助成金プログラムに配分する。
提案38は、学校向けCETF資金の配分方法を以下のように規定している。

- **教育プログラム助成金(資金の70%)。**
学校向けCETF資金総額の70%(3プログラムのうち最大)は、各学校の生徒数に応じて配分される。ただし生徒数割助成金の具体的な金額は生徒の学年によって異なり、高学年の生徒に対しより多くの資金が支給される。教育プログラム助成金は、生徒の指導や学校職員(カウンセラーや図書館員など)、保護者とのコミュニケーションなど、さまざまな活動に幅広く充当できる。
- **低所得児童助成金(資金の18%)。**本法案は、学校向けCETF資金総額の18%を、全州一律の一人当たり資金に基づき各学校に在籍する低所得世帯の児童数(すなわち給食無料支給対象の生徒数)に応じて配分するよう規定する。低所得児童助成金も教育プログラム助成金と同様、さまざまな教育活動に幅広く充当できる。
- **研修およびテクノロジー、教材向け助成金(資金の12%)。**資金の残り12%は、全州一律の一人当たり資金に基づき各学校の在籍生徒数に応じて配分される。この資金は、学校職員向けの研修、および最先端の教材やテクノロジーの導入にのみ使用できる。

対象の学校敷地内でのみ資金を使用するよう義務付ける。本法案により各学区が受給した資金は、当該資金の根拠となる生徒数を有する特定の学校で使用されなければならない。たとえば低所得児童助成金に関しては、ある学区における低所得児童の100%が一校に在籍して

いる場合、低所得児童助成金による資金全額を当該学校において使用する必要がある。ただし、各学校におけるCETF資金の具体的な用途については他の多くの学校資金と同様、各管理理事会が決定する。提案38の資金によりすべての学校において資金の純増加を確実に達成するため、本法案は各学区に対し、CETF以外の財源から各学校に配分される生徒数割資金が2012-13年度の水準を下回らないよう、妥当な努力を払うことを義務付けている。管轄下のいずれかの学校における生徒数割資金が2012-13年度水準よりも減少した場合、学区は学校敷地内またはその近隣で行われる公開会議でその理由を説明しなければならない。

学区区に対し、支出に関する決定を行う前に公共の意見を求めるよう義務付ける。また、提案38は学区の管理理事会に対し、学校向けCETF資金の用途につき公聴会において生徒および保護者、教員、学校管理者、その他の職員の意見を求めるよう義務付ける。管理理事会は資金の用途を決定する際、CETF資金による学校支出が教育の成果向上にどう貢献するか、ならびにその成果の測定方法を公開会議およびオンラインで説明しなければならない。

各学校に対し、予算報告要件を規定する。本法案は学区区に対し、いくつかの報告要件も定めている。主な措置として、本法案は2012-13年度よりすべての学区区に対し、管轄下の各学校の予算を作成しオンライン公開するよう義務付ける。かかる予算報告には、各学校が受給する資金(すべての財源を網羅)、ならびに支出とその内訳を記載する必要がある。州の公立学校教育長は予算報告の形式を統一し、過去の年度のデータも含めすべての学校予算を一般に公開しなければならない。また、学区区は、各学年度末より60日以内に管轄下の各学校におけるCETF資金の用途を報告しなければならない。

その他の容認事項および禁止事項。本法案は、学区区に配分された資金の1%を上限とし、予算の作成・報告、および監査要件遵守のための使用を認める。本法案は、学校向けCETF資金を、CETF以外の資金により同様の職務を担うその他の従業員に提供されている範囲を超えた給与や福利厚生に拡大に使用することを禁止する。また本法案は、CETFによる学校資金を2012

立法分析者による分析

年11月1日時点で提供されている州および地方、連邦資金を置き換える目的で使用するのを禁止する条項を設けている。

財政的影響

学校への追加資金の提供。本法案の初期段階において、学校は年間約60億ドル、一生徒当たり1000ドルを受給する。この資金から42億ドルが教育プログラム助成金、11億ドルが低所得児童助成金、7億ドルが研修およびテクノロジー、教材向け助成金に割り当てられる(2013-14年度は、2012-13年度に確保された資金も併せて配分されるためその他の年度よりも資金額が高額になる)。資金額には以降増加傾向が予想される。2017-18年以降は州負債返済に使用するように規定された金額が大幅に減少するため、学校に充当可能な資金額がさらに増加する。

早期保育・教育

背景

ECEプログラムは5歳以下の児童が対象。California州の児童の多くは、幼稚園(通常5歳から通園)入園前に何らかのECEプログラムを利用する。これらのプログラムは、保護者の勤務時間中の児童の監督、社会性や認識能力の発達など、家庭によりさまざまな目的で利用されている。生後すぐから3歳までの児童を対象とするプログラムは通常、乳幼児保育と称される。3歳から5歳の児童を対象とするプログラムは多くの場合就学前教育と呼ばれ、一般的には幼稚園入園準備を支援するという明確な目的に重点を置く。どのプログラムも州の認可を受けるには基本的な安全衛生基準を満たす必要があるが、職員の資格要件や保育者一人当たりの児童数、カリキュラム、家族料金、保育費用などの特徴はプログラムによってさまざまである。

一部の児童は補助金でまかなわれるECEサービスを利用可能。多くの家庭は自ら費用を負担してECEプログラムを利用しているが、一部の児童を対象とし、公共資金による補助でまかなわれるサービスも提供される。これらの補助金は通常、低所得世帯、および生活保護受給者向け就職支援プログラムやその他の就職・訓練活動の参加者、特別支援対象児童を抱える家庭のために確保されている。一般にECE補助金の受給資

続き

格は、所得が平均所得水準の70%(たとえば3人家族の場合、現在月額3518ドルが境界線)に満たない世帯に制限されている。一定の児童数割金額に基づき、各サービス提供者が保有するECE「利用枠」に応じて州が支払いを行う。基準となる資金額は地域ごとに異なり、保育環境によってもさまざまだが、フルタイムの乳幼児保育の場合月額約1000ドル、フルタイムの就学前教育の場合月額700ドルが一般的である。

現在の資金水準は、対象児童全員へのECEプログラム提供には不十分。2010-11年度には州および連邦資金から約26億ドルが投じられ、California州全体の15%程度に相当する約50万人の5歳未満児童に児童保育や就学前教育プログラムが提供された。しかし、補助金でまかなわれるプログラムの所得資格要件を満たす児童は、California州の全児童のうち約半数に上る。これは、補助金支給対象サービスを対象児童全員に提供するには州および連邦のECE資金が不足していることを意味する。

提案

ECEプログラムは先述の通り、2016-17年度まではこのPIT税率引き上げによる税収の約10%、以降は毎年約15%を受給する。本法案は図3に要約される通り、これらの資金の配分方法を明確に規定している。図の上部に示す通り、ECEプログラム向けに確保された資金のうち最大23%は、近年の州予算削減により低下した児童保育の利用枠数やサービス提供者ごとの資金額を回復したり、州のECEシステム支援を目的とする特定の全州規模の活動を実行するために使用される。残りのECE資金は図の下部に示す通り、より多くの低所得児童にサービスを提供するための児童保育および就学前教育プログラム拡大、ならびに一部のECE提供者に対する資金額の増加に充てられる。また、本法案は州政府に対し、ECEプログラムに対する既存の支援の削減を禁止する。具体的には、今後も州一般財源歳入から2012-13年度と同じ割合(約1%)をECEプログラムに使用するように規定している。本法案は、(1)ECEプログラムの評価システム、(2)就学前教育、(3)乳幼児保育のそれぞれに関連する具体的な条項を設けており、その詳細は以下で順次説明する通りである。

立法分析者による分析

続き

個々のECEプログラムの質を査定するため、全州共通の評価システムを構築する。本法案は州政府に対し、個々のECEプログラムの有効性を評価するための「早期学習水準評価・向上システム(QRIS)」の導入を求めるものである。州政府は、すでに着手済みの初期的措置を基盤とし、2014年1月までに児童の社会性や情緒の発達および就学準備に対するプログラムの貢献度を評価するための基準を確立しなければなら

ない。すべてのECEプログラムは任意でこの基準による評価を受けることができ、その結果は一般に公開される。また、州政府は各提供者によるサービス改善や評価向上を支援するトレーニングプログラムを開発する。さらに提案38により、児童数割で支給される既存の補助金に加え、QRISの基準において高い評価を獲得した児童保育および就学前教育プログラムに対し追加資金が提供される。

図 3
提案38における早期保育・教育 (ECE) 関連規定

目的/内容	ECE 資金の割合 ^a
「資金回復およびシステム改善」	
プログラム資金の回復 —2008–09年以降削減された既存の補助金支給対象ECEプログラム向け州予算の一部回復。回復措置には、より多くの児童へのサービス提供、利用資格を得られる世帯所得水準の引き上げ、児童一人当たりの州資金額増加などが含まれる。	19.4%
評価システム —児童の社会性/情緒発達や就学準備に対する貢献度に基づくECEプログラムの査定および公開評価システムの確立。	2.6
ECEデータベース —州助成ECEプログラムを利用する児童に関する情報を収集・維持するための全州共通データベースの構築。児童のECEプログラム利用状況および幼稚園入園準備状況評価の結果詳細が含まれ、州のK–12データベースにリンクされる。	0.6
認可審査 —州の認可機関によるECEプログラムの安全衛生審査の頻度増加。	0.3
小計	(23.0%)
「ECEプログラムの強化、拡大」	
3歳から5歳の児童向けサービス —より多くの低所得児童がサービスを受けられるよう、就学前教育を拡大。特に低所得地区におけるサービスの拡充を優先。	51.6%
生後すぐから3歳までの児童向けサービス —California州就学前早期教育プログラムを新たに策定し、低所得世帯の乳幼児に児童保育および家族支援を提供。	16.6
サービス提供者ごとの資金額 —新評価基準で高い評価を獲得した州助成ECEプログラムに対する児童一人当たりの資金額を増額し、資金の大半を就学前教育プログラムに充当。また、生後すぐから18か月までの児童を対象とする認可済みの州助成ECEプログラムすべてに対し、児童一人当たりの現行資金額を増額。	8.9
小計	(77.0% ^b)
Total	100.0%
^a 資金回復およびシステム改善用に確保される資金額は3億5500万ドルを上限とするため、本法案による州負債返済が停止される2017–18年度においては、これらの各項目に充当される資金の割合は若干減少し、ECEプログラムの強化・拡大資金は若干増加する。	
^b これらの資金は3%を上限とし、州が負担した管理費に使用できる。ECE提供者に配分された資金は15%を上限とし、設備費用に使用できる。	

立法分析者による分析

続き

より多くの低所得児童に就学前教育を提供する。提案38は、低所得世帯が集中する地区で州補助金により提供される就学前教育プログラムの利用枠を拡大する。この新たな利用枠を提供するための資金は、サービスの質について高い評価を受けた就学前教育提供者にのみ支給される。資金は、指定地区に居住する推定対象児童数に応じて各提供者に配分される(新たな利用枠の少なくとも65%は、全日・通年サービスを提供するプログラムに付与されなければならない)。プログラムの利用資格は、既存の世帯所得基準を満たす児童、または世帯所得に関わらず指定地区に居住する児童に制限され、中でも特定の危機的条件下にある児童(養護施設で生活する児童を含む)が最優先される。

低所得世帯の乳幼児向けの新しいプログラムを策定する。提案38により策定されるCalifornia州就学前早期教育(EHS)プログラムは、連邦政府による同名のプログラムをモデルとするものである。このプログラムの資金のうち最大65%が、生後すぐから3歳までの児童を抱える低所得世帯への児童保育および家族支援の両サービス提供に充てられる(新たな利用枠の少なくとも75%は、全日・通年保育に付与されなければなら

ない)。EHS資金のうち少なくとも35%は、同プログラムによる児童保育サービスを利用していない家族および保育者向け支援サービスの提供に充てられる。いずれの場合も、家族支援サービスにはプログラムスタッフによる自宅訪問や児童の発達状況評価、家族向けリテラシープログラム、保護者および保育者向け訓練などが含まれる。

財政的影響

ECEプログラムの支援、拡大のための追加資金を提供する。本法案の初期段階においては、年間約10億ドルが州のECEシステムに使用される(2013-14年度は、2012-13年度に確保された資金も併せて配分されるためその他の年度よりも資金額が高額になる)。資金の大部分は児童保育および就学前教育の拡大に充てられ、導入初期段階において同サービスの利用者数は乳幼児で1万人増、就学前児童では9万人増と見込まれる。また、資金額には以降増加傾向が予想される。2017-18年以降は州負債返済に使用されるよう規定された金額が大幅に減少するため、ECEプログラムに充当可能な資金額がさらに増加する。

立法分析者による分析

続き

州負債返済

背景

州一般財源債の負債返済。公債融資とは、主に長期的インフラ事業(学校および大学施設やハイウェイ、道路、土地保全、野生生物保護、水資源関連施設など)を目的とする資金調達の際に州が使用する長期借入金の種類のひとつである。州は、公債を投資家に販売することによりこの資金を確保する。その対価として州は、特定のスケジュールに基づきこの資金に利子を上乗せして返済することを保証する。州が発行する債券の大部分は、投票による承認を必要とし、州の一般課税権限で保証される一般財源債である。一般財源債は通常、一般財源からの負債返済費用により返済される。2010-11年度の州一般財源債の負債返済額は47億ドルであり、そのうち32億ドルは学校および大学施設関連の負債返済費用であった。

提案

2016-17年度までの間、歳入のうち少なくとも30%を負債軽減に充てる。2016-17年度末までの間、提案38による歳入のうち少なくとも30%は州の負債返済費用として使用される。本法案は、これらの資金をまず教育関連(未就園児教育から大学までの施設)の負債返済に充当するよう規定する。ただし、各年度における教育関連の負債返済後に残余额が生じた場合、当該残余資金は州のその他一般財源債の負債返済に使用できる。

2015-16年度以降、学校およびECEへの資金増額を制限し、余剰資金を負債返済に使用する。2015-16年度以降、学校およびECEプログラムに配分されるCETF資金合計を、Californiaの過去5年間の一人当たり個人所得成長率を超える割合で増額することはできない。当該成長率を超過したCETF資金もまた、州負債返済に使用できる(本法案は、歳入の配分方法が変更される2017-18年度について例外規定を設けている)。

財政的影響

2016-17年度までの間一般財源に年間約30億ドル追加。2016-17年度末までの間、本法案による歳入のうち少なくとも30%(年間約30億ドル)が一般財源債の負債返済に使用され、一般財源に追加資金が生じる。これにより一般財源歳入に余裕が生まれるため、資金を他の公共プログラムに使用したり、この期間中の予算の均衡化に役立てることができる。

2015-16年以降、一般財源にさらなる資金追加の可能性。本法案の増額制限条項によっても、特定の年度における一般財源への資金追加が可能となる。同資金に追加される金額はPIT税収および一人当たり個人所得の成長率により毎年異なるが、年間数億ドル規模と予想される。